

平成27年白老町議会総務文教常任委員会会議録

平成27年 4月27日(水曜日)

開 会 午前11時15分

閉 会 午後 0時18分

---

○会議に付した事件

所管事務調査

1. 避難行動要支援者避難支援計画について

---

○出席議員(5名)

委員長 小西秀延君 副委員長 山田和子君  
委員 吉田和子君 委員 斎藤征信君  
委員 本間広朗君

---

○欠席議員(1名)

委員 前田博之君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岡村幸男君  
主査 増田宏仁君

---

○説明のため出席した者の職氏名

総務課危機管理室長 小関雄司君  
総務課危機管理室主幹 森玉樹君  
健康福祉課長 長澤敏博君  
健康福祉課主査 小倉雅彦君

---

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。

（午前11時15分）

---

○委員長（小西秀延君） 先日開催した4月22日における地域防災計画についての説明、質問は終了してございます。本日は避難行動要支援者避難支援計画についての質疑からということで始めさせていただきたいと思っております。質疑をお持ちの委員の方はどうぞ。

吉田委員どうぞ。

○委員（吉田和子君） 1番最初に基本的なことをちょっとお伺いしたいと思います。本当にこの避難行動要支援の計画を見て大変な事業だなというふうに、国から25年の6月に示されて計画はでき上がって名簿の作成ということでその人達をいかに守っていくかという計画ですので、大変手間暇がかかりまた心の部分大事だなというふうに思っていました。その中でこれから名簿作成になると思うんですけども、この名簿の担当課としてどれぐらいの人たちが、必要の項目書いておりましたよね。そういったものに照らし合わせて介護者だとか身障者だとかそういった方々がどれぐらい今のところなるだろうという予測がもしついていれば教えていただきたいと思うんですが。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長沢敏博君） 要介護者の名簿の関係でございます。この計画の中の2ページに示しております。2の（1）次の範囲という形で示しております人数につきましてはまず身体障がい者の手帳をお持ちの方こちらの方は601人、それと精神障がい者手帳をお持ちの方98人、療育手帳をお持ちの方54人という形になっております。ただこの中で要介護認定と重複している方がいらっしゃいますので、身体障がい者の方につきましては先ほど601人とご説明いたしましたが重複する部分を除くと249人、精神障がいの方につきましては18人、療育手帳をお持ちの方が40人、そのほか介護認定を受けている方が372人という形になります。また身体・精神・療育という中でも重複してる方がいらっしゃいますので、そういう方が10名いらっしゃいますので合計では669の方が名簿対象者というふうに把握してございます。2ページの⑤につきましては今のところまだ当方では押さえ切れていないのが現状でございます。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） ありがとうございます。数値的なことを教えていただきましたけども、今後1番重要なのはその他の災害時の支援が必要と認められる人をどう今度把握していくかということもこの計画の中で災害時に必要なことではないかというふうに思うんですが、この名簿の策定をいつごろまでに策定をしたいというふうに、更新だとか常にあると思うんですけども基本的なものをいつごろまでに策定をしてこの計画を進めていきたいというふうにお考え

なってるか伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君）長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君）この名簿の関係ですが一応今のシステム上には全て入っております。ただ細かい部分のところでやはり抜けている部分、例えば緊急連絡先等についてはなかなか入れられてない部分というのがあります。こちらについては現在同意をもらう作業を進めておりまして、その同意をもらう同意書につきましては計画の1番後ろに示しているこういう形で同意をいただいて関係機関、関係するところへの情報提供とうちのほうへの名簿上の入力で名簿を策定したいというふうに考えておりますので、いつまでっていう形にはならないかと思うんですが、なるべくこういう方々に対して周知と同意をもらう作業を順次進めていきたいというふうには考えております。

○委員長（小西秀延君）吉田委員。

○委員（吉田和子君）あと何点かちょっと聞きたいと思います。今名簿の話がありました。それでこれは本当にこの名簿ができ上がったときには、この管理というのは大変重要だと思うんですが、管理の仕方もずっと書いてありますのでかなり二重三重にきちっと手当てができるようになっているんだっていうふうには思っていました。ただこの名簿の中で見ていて細かいことなんですけどちょっと気がついたのでその辺どのようにお考えなのかなっていう意味をもって伺いたいと思うんですが、まず特記事項の中でふだんいる部屋と寝室等の位置などというふうになっていますよね。これはこの枠の中にどのように書かれるのかなってちょっと思っていたんです。いつも明るいときに地震が起きるとは限らないわけですし、夜中に起きたりする場合にこの名簿にできれば簡単な略図みたいなものが入るといいなってちょっと思ったんですよ。ある程度暗くても懐中電灯で行けるような形、言葉で書いてあるよりはそこの図面があってさっと寝室なりに行けるというような、夜だったら寝てる時間なら寝室のほうに行けるとか、そういった形のものが私は必要ではないかというふうにちょっと思っているのが1点。それから次の避難時に配慮すべき事項の中に保健・医療・福祉サービスの受給状況だからこれ病名だとかそういったものが入ると思うんですが、血液型もきちっと入れてもらえたら何かけがをされたりしているときにいいんじゃないかなと。ちょっと細かいことですがそう思ったので一応お話していきたいと思います。それともう一つですが家具の固定というのがありますよね。これなんですけどね、私たち健常者というか誰かが家族に健常者とかいればきちっと家具の固定というのがきちっとできると思うんですが、単身者だとかでこういう名簿に記載のある方の固定。火災の警報機も義務づけなりまして消防団が訪問して確認したりしましたよね。これを家具の固定のほうにきちっと取り入れてできないかどうか。手助けしないとできない方もいると思うんですよ。どんなものをどんなふうにつけていいかってことが家族が来てくれてやってくれる人はいいいと思うんです。その辺もお伺いして自分ではできないという人に対してどう対応するかっていうことを今後考えなければいけないのではないのかなっていう、これは今後の課題になると思うのでその辺含めて伺いたいと思います。それともう一つだけ施設はそれぞれ

名簿をちゃんとあると思うんですね。避難マニュアルもきちっとあると思うんですが名簿の管理というんですか。その施設における名簿の管理というのは施設内で名簿管理しているわけですから、町でそこに入っている人のものというのはわからないですよ。わかるようになっていのかどうか。災害があってその施設が潰れてしまったときにそういう名簿等が紛失したりした時なんかはその施設の名簿等がわかるようになっていのか。確かに施設ごとにマニュアルがあって避難訓練とかしていると思うんです。そういうのは充分行き渡っているのではないかと思いますし個々の状態も全部把握して対応できると思うんですが、いざ災害の時にそういった名簿の管理等がどのようになっているのかなっていうこと。この点について伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 大きく四つあったかと思います。まず1番後ろに書かれています。同意書の関係の特記事項の普段いる部屋寝室等の位置ということで、今委員のほうから略図的な図面があればもっといいってということで、私のほうもそういうような考えは持ってはいますがなかなか同意書の中に一緒にということとはできない部分もあるのかなと。ただやはり今後同意をもらうに当たってはいろいろな関係のするところの機関とご協力いただく場合当然出てくるかと思しますので、その辺については検討してできるものは入れていただくというようなことで考えていければなというふうには思います。次の避難時に配慮すべき事項の中に血液型を入れてはということなので、この同意書についてはある程度変更も可能ですのでどこかに血液型なら血液型をしっかりと入れていただくような形をとれば、災害時の時に必要であるというふうに考えますのでこれは同意書の変更という形の中で考えていきたいというふうに思います。3点目の家具の固定に関してはなかなかやはりご自分で家具の固定をできないという方が特に高齢者の方や障がい者の方っていうのは多々いらっしゃると思います。その中で援助することができるようにしてはということでございます。できれば町から行ってというのが1番理想だと思うんですけどもなかなかそういうことも難しい部分は出てくるかと思します。これについても同意をいただいた方の中に支援者という中で記入していただく部分もございまずのでそういう方々と看護の固定に関するもの、また町内会さんや情報提供時にこういう家具の固定に関しての手助け、こちらのほうも周知等についてはやっていくような考えでいけたらなというふうに思っております。4番目の施設の関係でございます。各施設につきましては避難時におけるマニュアルというのはつくっているかというふうに思っております。ただそこに入っている施設の方の名簿というのがなかなか行政のほうで把握できているかっていうことになると難しい部分がございます。介護の施設であれば入所対象の連絡表というのは介護の担当のほうに来ているかと思いますが、各施設ごとにそれを行政で整えるかっていうことになるとちょっとそこまで私も記憶ありませんが、情報提供いただけるものであれば情報提供いただくことが1番よろしいかと思うんですが、やっぱりこちらの個人情報関係ございまして施設も出せないよと言われるとなかなか難しい部分がありますが、ある程度町のほうで今言った介護の

もの障がいに関するもの障がいの施設に関するものというものはある程度抑えられている部分もございまして、それは台帳のほうで施設入所というような形の中で考えて、それが一体的な施設ごとの名簿ということにならない部分もあるかと思いますが、その辺は情報を共有できるものは共有していきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 名簿の更新のあり方なんですけど実は私この障がい者それから高齢者の介護を受けている方または介護認定されたいけれども中々認定されるまでいってないけれども自分で動くのが大変だとか、これから項目に載ってないその他の調査をした段階で誰が誰を面倒見るといえることはできると思うんですが、1番心配なのは各町内にしても高齢者が高齢者見る体制になっている可能性が多いと思うんです。ですからその更新の中できちっと把握しなくてはいけないのは面倒見の人が変化がないかどうかということも更新時にきちっと把握すべきではないかというふうに思うんです。この更新は町外から来た人が町内に名簿登録したらどうなのかということ、それと同時に面倒見の人たちを町内でそれぞれ定期的に点検をして今面倒見ている人はどういう状況なのか。若い人はみんな職場に行ったりだとか役所はみんな役所に行ったりだとか会社だとかにそれぞれ行ってしまって、残るのは高齢者が高齢者を見る形になると思いますので、その辺の面倒見の側が高齢化していると思いますのでそういった更新時にきちっと点検をするということが今後必要ではないかなというふうに思うんですが、その更新があり方についてどのように考えられているか伺っておきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） この名簿の更新につきましては本来からいけば常時更新するのが理想だと思うんですがなかなか更新の手間というのができないというところで、今更新が1カ月に1回、2カ月に1回できているかというとなかなかそれもまた難しい部分がございます。特に介護認定につきましては認定審査会というのが週に一度あって、そういう形で出ておりますので常時変わっているというのもございます。先ほどの施設入所に関しましても常時変化が出てくるといふのもありますので、それを名簿のほうのシステムに入れるというのがなかなか難しい部分がございます。ただなるべく新しい情報をシステムの中に入れていこうというふうには考えてはいます。質問にありました支援をする方ですね。支援をする方の状況というのがなかなかつかめないというのも実際のところあります。それが更新となりますと例えば新しく名簿に加える方削除する方そういう更新というのはできるんですが、以前から名簿のほうに登載されている方の今度その方を支援する方の状況というところまでが難しい部分というのがありますので、これはやっぱり課題になると思うんですよ。これをいかにどういう状況なのかというのを把握する方法を考えなければならないと思います。これはいろいろと知恵を絞らなければならない部分というのはいくらも出てまいりますので、いろいろなご意見等を聞きながらまた関係する部署との協議も必要になってくるかと思っておりますのでこれは課題として捉えさせていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。斉藤委員。

○委員（斎藤征信君） 具体的にイメージしようと思ってなかなかわかんないところがあちこちにありましてどこから質問していいかわからないんですが、3ページの4番目の真ん中辺に町は云々書いてあるんですが名簿提供について同意を得られるよう働きかける。同意書を得られるように町がやるんですか。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 3ページの中段ぐらいにあります文章を読むと町は避難行動要支援者本人への郵送や戸別訪問などにより趣旨や内容を示し平常時からの名簿情報の提供について同意を求めるよう働きかけるというこの文面でよろしいですね。これについては基本的には町がやるというふうにはなるんですが、ただ町が全ての先ほどの600何十人もっとふえる可能性もありますのでなかなか難しい部分もありますので、その辺についてどういう形でやるかっていうのがあります。一つの方法としては自主防災組織に協力をいただくとかそういう形の中で名簿登載をしている方の情報等を同意を求める。個別の同意というのは難しいということになりますので町内会自主防災組織のほうに町がこういう形で同意を求めているというような周知を図っていただくこと。それと町としてはここに書かれているように郵送で該当すると思われる方については同意書の送付。それと個別訪問という形で同意をいただいて平常時の情報提供を関係する機関に提供していきたいというふうに考えておりますので、法律上の解釈で非常に難しい部分でなかなか同意を求めるにも各関係機関にこの人が該当するからということで情報提供するわけにもいかない部分もございますのであくまでも周知のお手伝いをいただく。同意書の収集については町が基本的にはやるというような形をとっていきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 斉藤委員。

○委員（斎藤征信君） それからもう1つ、5ページの4番の（2）のところに避難場所から避難所へ運送できるようにあらかじめ運送業者と協定を締結するよう努めると。こうあるんですけど避難をするときに運送業者がぱっと瞬時に散らばってみんなを運ぶようなことは絶対できないだろうなということとそれだけの業者もないだろう。これはやっぱり自分たちの仲間が近所の人たちが運ぶようにしなければならないだろうなと。あるいは町内会のそういう支援体制の中で運ぶようになるだろうなというふうに思うんです。だとすればそこにどうやって運ぶのかということが全然書かれてない。いろんな方法人によって違うからわかりませんが例えれば動けない人はリヤカーに乗せて運ばなきゃならないと。普段古いリヤカーが1台くらいしか町内会にはないやつをそれ全部使うわけにもいかないと。こういう輸送するのに使うそういういろんなさまざまなリヤカーだけではないだろうと思うんだけど、そういうようなものの助成という形では何か考えられているのかどうなのか、そのあたりを伺いたいんですが。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） この5ページの4の（2）に書かれている避難行動要支援者

の避難場所から避難所への運送というところの意味といたしましては、まず避難ご自分でできない方こちらの方を支援者等の協力をもとに避難場所へ避難します。避難したこの要支援者については実際の避難所への移送ですね。今度避難場所から避難所へ長期的に避難が続くのであれば避難所へ移っていただく、この移っていただく為の運送方法を運送業者と締結するようということ項目として書いておりますので、今齊藤委員のお話のあったそのお宅から避難場所への避難のための協定の締結ではないんですよ。あくまでも避難したところから避難所へ移るときに運送業者等を使ってということ記載した文面なものですから、今言われた後段にありました避難するための援助の方法等ということになりますと、今うちのほうでそういう各町内会さんに避難できるようなものへの援助というのは現段階では今考えてはいません。

○委員長（小西秀延君） 齊藤委員。

○委員（斎藤征信君） 6 ページの一番上段になるかと思うんですが助けなくてはならない人を支援する関係というのがございますね。これは原則的には1人が1人を助ける状態でなくて近所づきあいの中で集団で助け合うというそういう体制というのが、これが自主防災組織なのかなどというふうに思うんだけどもそういう関係が出てきますよね。みんなで助け合うだと。ところがそのプライバシーという問題がそこに現前としてこの考え方はかなり矛盾もみんなで助け合うということに対しては大きな矛盾になって出てくるわけですよ。実際にその書類のやりとり情報のやりとりというのは関係者には来るけれどもここで補完し合いながら助け合わなきゃならないという言葉になっていますよね。そうすると1人の人に何人かかかるというそういう体制というのは必要になってきますよね。そんなときに書類が誰のところはどういう人たちがいるんだということは、保管する人までそういう情報を知ってないとならないということになるとかなりの広がりが出てきてしまいますよね。そうするとここも災害時におけるプライバシーというのは本当にこれ何というんですかね。なくなってしまうんじゃないかというそういう感じがするんですよ。その辺の関係が1番わからないところなんです。いろいろなところで情報は限定されているけども支援者のところにまでは連絡がもらえる。じゃあそれに保管をする人の形というのはそこまで情報が全部伝わっていくとすれば町内会に全部広がってしまう。そういうような関係というのはこの文章の中でどういうふうにとらえているのかな。ここら辺が1番わからないところなんですよね。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 6 ページのこの①等についてですがやはり今齊藤委員のお話にあったようになかなか難しい部分なんです。法律の中では災害が発生した場合もしくは発生するおそれの場合においては情報については何人にも情報提供というのはできるわけなんです。発生したからじゃあ情報をもらってから避難させようということにもつながらないというのがあるんで、1番は平常時からその方の情報を関係するところへの提供ができれば1番いいということで今同意書をもらうためにいろいろと作業をしているわけなんです。この1番最後のページの10 ページにあります同意書のところにございまして、1番上に同意する項

目で同意しますということでこの中に文章をちょっと読み上げさせていただきますが、下記の事項について避難支援を行う人たちということで括弧書きにずっと書かれておまして、括弧の1番最後に地域支援者などという項目をあえて入れております。ということで本来からいけば例えば町内会とか自主防災組織とかそういうところへの情報提供だけで同意ということになりますと今斎藤委員が心配しているとおりに近所のお手伝いがいただけないという部分もありますので、やはりそういう形でふだんから近所の方に対してもこういう状況で情報を渡っていけば災害が発生した時にいざ避難が必要だということになれば個々の同意書に書かれている地域支援者、お二人の方が例えば不在であったというような形での避難ができなかった場合においても、ある程度地域支援者のことなどに対して情報がいければもっと避難がスムーズに行くのかなというふうに思いますので、この辺についても情報提供はしていきたいなと思います。ただやはり個人によってはなかなかこの同意をいただけない部分というのが多々あるかと思えます。これに関しては災害が発生した時点においてはご近所の方等につきましてはお声かけ、そういう形での避難の支援という形で避難が必要であれば支援をしていただくような形で対応をとっていただければというふうに思っております。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑をお持ちの方。本間委員。

○委員（本間広朗君） いわゆる要支援者これから当然名簿作成していくんですけど、本当にこれ個人情報が流れないように配慮しなければならないと思うんです。同意書の部分もいろいろお話されていたんですけど、ちょっと細かいことになってそこまで行っているのかどうかちょっとわからないですが、これが例えばまちだけの情報なのか情報提供この同意書が各町内会に行って、その町内会の人たちがこれを利用して何かあった時に下にもありますけど支援者として動いて行くのか。そのいわゆる同意書を使って町内会でそういうのをやるということになると、町内会長だけわかっていけばいいのか、あといろんなそういうふれあいチームとかなんかそういうのがありますよね。そういう人達までこういう同意書が行くのかと。さっきも言いましたけどいろんな人がわかってくと本当に個人情報のあれになってしまいますので、これはやはりいろいろそういう気を使ってやらなければならない部分かなと思います。その辺詳しいところまでまちとしてはやっているのかわからないですけど、どこまでそういういろいろこれから研修をしたりなんかしてどこまでやると言っていますけど、どの辺まで行けばいいのかまちとして考えているかどうか聞かせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 本間委員のご質問の内容ですけれどもこの同意書の状態で関係する機関への情報提供というのはするつもりはありません。あくまでも当方で作成しております名簿。こちらのほうでお名前とか生年月日とか住所・電話番号あとどういう状態、例えば身体的な障がないのかただ一つ気になるのは精神的な障がいとかそういうところが書かれるというのがちょっとうちのほうも今名簿を作成する段階ではシステム上はそうやってつくんですけども、この情報を関係するところに流した時にあの人こういう状態なんだとかっていうの

がわかるのがちょっと難しい部分もあるので、この辺は考えなければならない部分もあるかなと思うんですけども、決して同意書の状態で関係する町内会さんとか自主防災組織さんのほうに出すつもりは今のところは持っていません。個別計画等の中である程度反映した中で情報提供という形を出すときに必要な部分もあるんですが、ある程度この名簿を作成して情報提供した時点で今度関係するところにつきましてはほとんど町内会さんとか自主防災組織ということで、その方が住んでいる地域の方々のことですのでふだんから見守りをさせていただいてこういう状況だというような把握をさせていただいているかと思しますので、その辺はまた再度確認を込めた形で確認させていただいて災害が発生した場合における避難の手助けをしていただければというふうに思っておりますので、同意書の内容全てを情報提供するつもりはございません。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） 当然その町内会で全てのいわゆる町内会員の方がわかっているとは思いますが、恐らく町内会単位でそういう取り組みとか今言った自主防災組織とかいろんな福祉関係のそういうチームをつくってやる。それを連動してやっていけばいいと思しますのでそれでいいのかなと思います。そこのところちょっと本当であれば正確なそういうものが町内会に同意書ではなくても、いけばプライバシーのあれになるからなかなかかちょっと難しいかもしれないですけど、まちから何か出ているものでそういうところはある程度押さえておいて本当は正確な情報とかそういうものを流してもらえれば町内会の人達にそういう名簿とかそういうのをつくりやすいのかなと思ってちょっと質問させていただきました。簡単ところで7ページですけど3番目の避難行動支援にかかわる地域づくりなんですけど、これは避難行動支援者自身が地域溶け込んでいくことが環境づくりに努めるとなっておりますが、これは具体的にどういうことなのかなとちょっと思ったのでそこをまず聞かせてください。具体的ところでちょっとこれもやはり普段からのいろいろとやっていかなければならない町内会とか町内全体もそうなんですけれど、やっていかなければならない。これがまちがそういうこと積極的に進めるのかそれをまちの今回計画つくりますので、それに沿ったことを各町にいろいろ情報を流してこういうことに取り組んでくださいということをやめるのかどうかその辺のところ。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 7ページの3番に書かれている避難行動支援に係る地域づくりの中で避難行動要支援者本人が地域社会で孤立することを防ぐということでこの中身としましてはご本人が地域の行事等への参加とか要はそういう参加への地域からの呼びかけ、そういうことでふだんからのおつき合いを密にさせていただくようなこと、それとか今地域見守りネットワークというような形で高齢者や障がい者それとか子供たちを見守るネットワークづくりもやっております。そういう見守りも含めた形で地域でその方をふだんから監視ではない見守りを続けることによって日ごろからの情報を把握する。また状態を知っておくということが1番大事かなと。ご本人自体もやはりその地域への参加することによって支援していただく方々と

の交わりを深めていただきたいというふうな考えでこの文面についてはそういう形で記載しております。

○委員長（小西秀延君） 本間委員どうぞ。

○委員（本間広朗君） その下の4番目なんですけど、これも同意していない避難行動要支援者これも本当にどのような形になるのかというのがなかなかちょっと難しいんじゃないかなと思うので、いざとなったら本当にこれが作用するのかどうかっていうのもちょっとその辺もちょっとわからないんですけど、これを本当にまちとしてどのような形で進めている中身が書いてあるとそれとなくなんとなんはわかるけど、あんまりちょっとぴんとこないのでまちとしてどのような考えなのかお聞かせ下さい。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 本間委員のいうようにこのところ難しい部分でやはり同意をいただいているのであれば情報提供というのはある程度できるかと思えます。ただ何らかの理由で同意をいただけない方っていうのも考えられます。ただこの方をじゃあ災害発生時にそのままにしておくというわけには当然いかない部分もございますので、そういう場合についてはここに書いている団体等の力をかりるといことが一つではありますが、ただ災害発生したときにこの方団体がすぐ近くにあるかっていうのはまた難しい部分もございますので、地域というのが1番重要になってくるかと思えますのでそちらについても同意しているしていない関係なしに地域で普段から見守りをしていただけて避難をするための手助けお声かけとか実際に避難のお手伝いとかそういうことでやっていただくような形になるかと思えますが、最終的には同意していない方についても地域でというのが1番かなと思います。ただ地域ばかりということにはならない部分もございますのでやはり最終的に同意をいただけるような方策も考えていかなければならないのかなということで、この例えば障がい団体を通じて同様にいただくような周知をしていただくとかそういうようなことも必要かなというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか。山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 私も本間委員がおっしゃったように7ページの3番の避難行動支援に係る地域づくりのところ非常に重要ではないかと考えているんですけども、さまざまな防災・減災の講演を聞いてみますとやはり計画マニュアルというのは有事の際にいかにあまり力にならないか自分の身は自分で守ることがいかに大切か、瞬時の判断が生死を分けるといったことを随分講演の中で聞いてきました。そのためにそういった瞬時の判断や地域の人たちが助け合うために向こう三軒両隣っていう意識をもう一度見直して、みんなで助け合うということが非常に重要だと思うんですけども、先ほどの答弁の中にご本人が地域行事に参加するということが大切とおっしゃったんですがそれを促すのは誰なのかという具体的な課題があると思うんです。その手法についてどのようにお考えになっているのかお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 難しい質問でどう答えるかというのはちょっと難しいです。

確かに町内会等の地域の活動というのはその地域地域でいろんな行事等を催されてそれに参加するしないというような基本的にはご本人の意思にはなるかと思いますが、やはりふだんの行事とはまた別な災害というものの中で地域に参加するということも非常に大事というふうに思います。ただそれを行政としてどうやってその各個人に促していくかっていうのは私どものところでなかなか難しい部分もございます。町連合さんがございますのでそちらのほうへの働きかけ、そういうのも一つの方法だというふうに思います。あと先ほどお話しいたしました地域見守りネットワークの中での参加っていうのも促すことによって見守りも必然的に普段からできるということもありますので、担当だけで一生懸命頑張ってもなかなか難しい部分というのは出てまいりますので関係する部署こちらとの連携をして地域へ溶け込む。ご本人がふだんからそういう行事へ参加できるような形をとれば1番いいと思いますが、なかなかやはり今町内会自体への加入というのも難しいというふうに聞いておりますのでその辺は先ほどの町連合さん含めた形で考えていかなければならないというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 今長澤担当課長がおっしゃったようにここが1番難しいんですよ。それで担当だけが頑張ればいいのか保健師さんだけが頑張ればいいのかそういうレベルの問題ではないので、やはり全町的にまた社会福祉協議会さんのお力も借りながらそういった方々をどう社会へ出していくかっていうことを具体的に啓蒙啓発していけるシステムを構築することもまた大事ではないかなと。人を支援するということはその人の気持ちがいかがい人になっていかなくはいけないので、いい人づくりも人づくりでありますからそういった人づくりの面でどういう形をとっていけば本当の意味で協働のまちになっていくのかということ促していく行政としての取り組みもしていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今山田副委員長のほうからご提言ということも含めやはり担当課だけでは先ほど言いましたように難しい部分もあります。行政でそして町連合いまお話にあった社協さん、また障がいを持ちの方につきましては各種団体等ございますのでそちらのほうを活用した形で少しでも地域への参加溶け込みというような形での方法というのもあります。先ほどの定例会の中でもありましたように周知する方法ということを見るとなかなか難しい部分もございますけども、やらないよりやったほうが当然いいことなのでいろいろ検討させていただいて少しでも多くの方がこの災害時だけではなく普段からの地域活動へ何らかの形で参加っていうのができるような形をとっていきたいというふうに考えておりますので、こちらにも答えにはなりません課題として捉えさせていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 私もこのことはすごく難しいことだと思っています。これから市民後見人制度というのがどんどんできてきます。それと1人でいても家族がいるんですよ。本当にまるっきり単独の誰も身内のいない人は中にはいらっしゃるかもしれないけど、この家族の同

意を得て個別計画をつくることができないのかどうなのか。なぜかという命を守ることが第一の目的だと思うんですよ。自分の命を守ると同時に近隣に住んでいる人達の命も守りたいという発想だと思うんですよ。そうなれば家族の同意、本人はいいですいいですと遠慮する場合もあるし人間関係が無いと遠慮する場合もあるけれども、家族としてね大阪から電話して様子を見に行ってくださいと言われるくらいやっぱり家族にとっては行けないからその分心配しているというがあるので、この個別計画の中で個人の同意ということともう一つその家族の同意というのが今後どのように生かされていかなきゃならないのか。地域は人間関係をつくってやっていくという努力が必要。だけど家族がどこまでその自分の身内を守ってもらうかということの同意をすることが可能なかどうか。この名簿つくるに当たって法的なものとかプライバシーとか。プライバシーは家族だから余りないと思うんですけどその辺ちょっと検討してみる必要があるのではないかということが1点。もう1点この承諾を得て個別計画を立てる時に施錠されている場合にどうするかということだと思うんです。ピンポン鳴らして出てきて“はい”とかぎを開けられる状態ならいいけど、本人が何かの下敷きになっていた時に今の家はもの一つ壊したらすごく高いんですよ。そういったところの同意も得ておかないと。前にあったんです。中で倒れていたものですからドアが開かないから裏の窓を壊して入ってその修繕費もかかったんですけどそれは公営住宅の窓で木枠だったから安かったんですけど、今のベランダはガラスがすごく高いんですよ。そういういざという時の命を守ることが第一だけど施錠しているときの対応はどうするのかっていうのが、今すごく精密な家というのかきちっと造られていますので日本はネパールみたいに崩れてどこでも入れるような状況ではないと思います。そういった部分でちょっとその辺のことの検討も今後必要であるというふうに考えてます。それは今後検討課題になると思うんですけど。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 同意の関係でございます。ご本人がそういう形で遠慮しがちの場合において別にいらっしゃるご家族の同意があればということなんですが、法律の解釈上はあくまでも本人なんです。本人の同意をというふうにならうたわてはいるんですね。その辺が解釈上そうなっているんですがどうなるかなというところも今言ったようにあくまでも成年後見人とかそういう形の中で法律的に定められた方ということであれば同意というのがあります。それ以外で普段はしっかりしている方についてご本人ではなく遠くにいらっしゃるお子さんたちの同意で用がたりるかっていうことになると、解釈上からいくとなかなか難しい部分がございます。その辺もどうやって進めるかっていうのは出てくるかと思えます。ご家族を説得するという方法も一つの方法というふうにはなるかと思えますが、ただそういう情報というが担当課でもつかめない部分もございますので逆に担当課から連絡するとなぜ私の電話番号っていうところも出てくる可能性もなきにしもあらずの部分もありますので、その辺はちょっと慎重に考えていかなければならないというふうには思えます。2点目の災害発生時等において施錠されているところへの避難のための進入というところ。そこまで私のほうも実際のところ想

定はしておりませんでした。災害発生時だから窓なりなんなり壊しても入ってもいいのかなどは個人的にはそう思うんですが、その辺のところまではちょっと私も勉強しておりませんので吉田委員のお話にあったような課題としてどうあるべきかというのは私だけでなくここにいる防災担当のほうともいろいろ協議しながら、またいろんな関係機関ございますのでそちらのほうに聞きながら考えていきたいというふうには考えております。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 個別計画をつくって個人と対話するわけですからそういったときのこともちよっとお話しして一言了解を得ておくということも命を守るために仕方がない場合には壊してもいいですよ。むやみやたらに壊すことはできないしかぎを預かるということももちろんできないことですので、そういった同意を得る時に非常時のときの対応としてものを壊すことがあるということだけは一言あってもいいのかなってちょっと思っていました。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今のご提言という形で今後本人の同意をもらう際、災害発生時においてはというものをに入れて同意をいただくという了解をいただくというような方法も一つの方法ということで、先ほどの発生時のときも含めてある程度課題という形の中で捉えさせていたきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 1点だけ確認したいんですけども、この計画というのは災害が起きてから避難するまでの10分なり20分の時間があつた中でこういう行動をとる準備をするということに理解はするわけですよ。ただ状況なんかを聞いていますとこの間の奥尻の津波のときなんか津波の速さというのは物すごいんだそうですね。見えてきたらもう本当にあつという間にも来るものだから、それで行っていた人がいるんですけども車でホテルに泊まっていて車で逃げようと思って車で逃げたら完全にさらわれちゃった。もう全部して裏山に上がって助かったという本当に瞬間のものらしいんですよ。そんなこともあるし村全体が埋まってしまったっていう昔の話なんかともいろいろとあるわけですけども、この避難時間の余裕のあるものと瞬時に対応しなければならない地域といろいろあると思うんですよ。同じ津波でも鉄道より北側にあるのとそれから南側の海辺のところとは対応というのは全く違うんだと思うんですよ。この計画どおりにそのとおりにいくかということそうはならないだろうな。そういうときに瞬時に対応する方法だとかそういうのがこの計画の中にあるのかどうなのか。そんなそうなってくるとでんでんにしかならないことはわかるんですけども。やっぱり1人でも助けようと思ったときに町民がどうだとかこうだとか言う前に消防や何かが瞬時にその一番危ない地域に行き助けてあげないとならんというような状況というのは生まれるんだろうな。川があふれてくる。土砂災害がある。そういうおそれが出たときにどこの地域が1番大事なのかっていう危ないのかというような、そういうことを判断してそれに対応しなくてはならないのはこの計画とは違う対応が必要なんではないのかなっていう気もするんだけど、その辺はどんなふうになっ

ているのかも少しあれば伺いたい。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課危機管理室主幹（森 玉樹君） おっしゃるとおり避難時間に余裕がある場合とない場合とケースはあるかと思います。今白老町の津波の予測としましては地震発生後から45分というふうな想定はされていますけれどもそんなに多くの時間だというふうな認識で捉えているわけではございません。そういった中でその避難行動要支援者をどう避難支援していくのかってというのはやはり町内会、民生委員、社協ですとかそういった関係団体含めてこれから具体的な取り組みが動き出すんだろうとは思いますが、そういったときにやっぱり災害の種類ごとにある一定のルールというものが必要になるんだろうと思います。そのときにはその支援する側の人の安全確保といったところも当然重要視して対応を考えていかなければいけないものだと考えています。

○委員長（小西秀延君） それでは大体質問も出尽くしたようですが最後に私から一つ、この要支援者の支援計画を立てていただいてこれをやらなければならないという、名簿を作成しなければならないということですが今出てきた中でもまず第1優先でやらなきゃならないのは名簿づくりであろうと。それでも大変な問題が出てくるというふうに想定されています。時間もある程度かかると思います。その後個別計画もまた策定していかなければならないというようなことになる、これは想定としてやはり2年、3年とかかかっていくものになっていくんでしょうか。ある程度の目安というのはどのようなタイムスケジュールを想定されているかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（小西秀延君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今小西委員長のほうから名簿作成につきましては先ほどの条件に見合う形での方についてはある程度システムのほうに入っております。今度それを名簿を作成して同意をいただいた方については関係機関のほうへということでは情報提供をするわけなんです、その作業がやはり1番最優先で今やっていかなければならない部分というふうに捉えております。今同意をいただいている方が100名をちょっと超えたぐらいの同意はいただいております。これを先ほどの人数でいくとまだまだパーセンテージは低いんですがこれから作業を開始して同意をいただいて、いただいた方の名簿を関係するところへの情報提供ということである程度まとまり次第関係するところへの情報提供はしたいと思っております。その後同意をいただいた方については順次新たに関係するところへ提供するというふうに考えておりますので、名簿を作成と情報提供こちらについては順次やっていきたいというふうに考えております。個別計画につきましては今度個別計画の内容といたしまして先ほどの同意書に書かれていたような内容が主となってまいります。それでいただければそれにかかるそれ以外のものが出てくればまた個別対応ということにはなるんですけども、今度同意をいただいている方の個別計画についても当方としては順次つくっていく予定でおりますので、ただこの情報についてはなかなか個別計画については関係するところへっていうのは情報は提供できない部分で行政が持つ

ていて、行政の中での各担当の中での情報共有というのはできますので、そういう情報提供はしていきたいと思っております。こちらについても同意をいただける方については個別計画それぞれつくり出す予定でおります。こちらについても追加削除についても更新作業をしていくつもりでおりますので、ただ最終的に先ほどの1番冒頭にお答えさせていただいた人数が全員同意をいただけるかどうかはちょっと別にしても順次新しい情報を提供する考えでおります。なかなか1年で全てというのは難しいかと思えます。ただやはり災害がいつ発生するかわからない状況ですので早急にやはりこういう名簿及び個別計画等の作成には取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 順次ということはできた分は早くにという理解でよろしいですね。はい、わかりました。それでは質問ももう出尽くしたようでございますのでほかに何か両方合わせてご意見ご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは22日の常任委員会の時にもご説明させていただきましたが、本課題2点については今後まだ動きが多く出てくるということで引き続き所管事務調査を定例会をまたいでやっていきたいということでご確認をいただいておりますのでそのような形で進めさせていただきたいと思っております。またその日程等につきましては計画状況の進み方等で委員長副委員長にお任せをいただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは同意を得たものとしまして本日の総務文教常任委員会を閉会させていただきます。お疲れ様でございます。

（午後 0時18分）